

霧島市障害者施策推進協議会条例の一部改正について

霧島市障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

霧島市障害者施策推進協議会条例（平成17年霧島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第4項」を「第36条第4項」に改める。

第3条第2項中「学識経験のある者及び行政機関の職員」を「学識経験のある者、行政機関の職員及び公募に応じた者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）により引用している条項が繰り下げられたこと、及び当該協議会委員の公募を実施しようとするに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。